


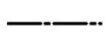
# 浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区
所在地	浜芦屋町の一部（別図のとおり） （参考）浜芦屋町 23 番 1 ～ 86 番 60  松浜町の一部（別図のとおり） （参考）松浜町 8 番 ～ 132 番
地区面積	約 11.9 ha
緑化基準	緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 12 年芦屋市条例第 16 号）第 2 条第 6 号に規定する特定建築物は除く。 (1) 緑地面積の敷地面積に対する割合 1) 敷地面積 170 平方メートル以上の敷地は、15 パーセント以上とする。 2) 敷地面積 170 平方メートル未満の敷地は、10 パーセント以上とする。 (2) 緑地に植栽する樹木の基準 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10 平方メートル当たり 6 本以上とし、うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m を超える樹木は、1 本につき高木 2 本とみなす。
指定理由	本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。 当地区は、本市を代表する住宅地であり、第 1 種風致地区にある芦屋公園に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。 今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。

浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区 区域図



凡		緑の保全地区指定区域
例		町界